

社會經濟體系

18

日本評論社



社會經濟體系

第十八卷

法律家の祈り

穂積重遠

十數年前英國留學中の其日の印象が、昨日の如く私に鮮かだ。

英國では毎秋の裁判期の初日に寺院で祈禱式が行はれる。裁判所所在の各地であるのだらうが、ロンドンではウェストミンスター寺院でロード・チャンセラーとロード・チーフ・ジャスティスと云ふ大法官を始めとして、昨日なつたばかりの若手辯護士に至るまで、朝野の法曹數を盡し、白髪かみの鬘、金繡紅紫の法服、綺羅星の如く居流れた席末に、「黒一點」でも云ふべく參列した其日の事である。

名だたる大伽藍の壯麗、嚴肅な儀式典禮、洋々たる聖樂頌歌、それ等は今更ためてここに云ふまい。私に今尙鮮かな印象を刻んだものは、儀式の結尾に會衆一同聲を合せて唱へた祈禱の言葉であつた。私は其文句を其日の日記に書き留めて置いた。それをここに繰返させて貰ひたい。

O God, the just and merciful Judge of all mankind; Look down from heaven, we beseech thee, on these thy servants, who are set by thy appointment to minister justice between man and man, to clear the innocent, and to convict and punish the guilty: Grant unto them thy Holy Spirit, the Spirit of uprightness, the Spirit of discernment and the Spirit of love; that they may boldly, discretely, and

mercifully fulfil their sacred duties, to the good of thy people and the glory of thy Name; through
Jesus Christ our Lord. Amen.

全人類ノ正シクシテ且惠深キ裁判官タル神ヨ。我等爾ニ冀フ。人ト人トノ間ノ正義ヲ司リ、罪無キ者ノ
冤ヲ雪ギ、罪有ル者ヲ裁斷處罰スル爲ニ、爾ノ任命ヲ蒙レル爾ノ僕等^{シテベクダ}ヲ、天ノ高キヨリ照覽アラセ給ヘ。
彼等ニ嚴正ノ靈^{ミタイ}・識別ノ靈・仁愛ノ靈ナル爾ノ聖靈ヲ授ケ給ヘ。斯クシテ彼等ヲシテ、爾ノ民ノ幸福ト
爾ノ御名ノ榮光^{サカエ}ノ爲ニ、大膽ニ細心ニ且慈悲深ク、彼等ノ神聖ナル職務ヲ盡サシメ給ヘ。主「イエス・
キリスト」ノ御名ニヨリテ祈リ奉ル。アメン。

私はこの「法律家の祈り」を胸に懷いて下宿に歸つた。そして卽座に其日の儀式に參列するについて紹介
の勞を執られたベティー博士に斯う云ふ趣旨の禮狀を書いた。『今日の盛儀誠に感激に堪へぬ。日本の徳川時
代に板倉重宗ミ云ふ裁判官があつた。法廷に臨む前に必ず「アタゴの神」を遙拜して、「もし私心を交へて裁
判致さば一命を召させ給へ」と祈つたミ聞く。私は英國今日の裁判官辯護士諸君子が日本古名判官の心を心
こせらるるを見て、眞に敬服讃歎の外ない。』ベティー博士は現在我外務省の顧問ミして來て居られる人で、
頗るの謙遜家故、過褒敢て當らずミ云ふ様な返書を送られたミ記憶するが、私は決して御世辭を云つたので
はない。眞に左様に敬服讃歎したのである。今日でも當日の盛儀ミ祈禱ミを想ひ起すミ、自から襟を正しく

させられる。

孔子も「丘ノ禱ルコト久シ」云はれた。宗教の何たるを問はぬ。又宗教たるを所謂宗教たらざるを論ぜぬ。實は私自身特別に一宗教の信者ではないが、而して又決してそれが出来る云ふのではないが、願くは常に祈りの氣持でありたい云だけは考へて居る。「祈りの氣持」は一面では謙遜な氣持である。前記の祈禱に所謂「爾ノ任命ヲ蒙レル爾ノ僕等」云ふ氣持である。而して「祈りの氣持」は一面では「天德ヲ予ニ生ゼリ、桓魋其レ予ヲ如何」の意氣である。「神聖ナル職務」を盡すを「天ノ高キヨリ照覽アラセ給へ」云ひ得る自信である。

會堂に於て祈るなかれ、密室に入り戸を閉ぢて默禱せよ、云聖書にはある。しかし又人々と共に祈ることが、必しも無意義ではない。殊に裁判官と辯護士とが一堂に會して異口同音に祈りを捧げることを、私は特に床しく思ふ。裁判は判檢事辯護士の共同事業でなくてはならぬからである。

前掲の祈禱文中更に私の感銘するのは、“uprightness” “discernment” “love” の三徳を授け給へと祈り、それを承けて “boldly” “discreetly” “mercifully” と照應させたことである。假に「嚴正」「識別」「仁愛」——「大膽ニ」「細心ニ」「慈悲深ク」を邦譯した。大膽に黒を黒とし白を白とする嚴正さが法律家の生命である。しかし黒白を見分けるには細かな識別力を必要とする。識別なき嚴正は、恰も patriotic ignorance と同じく、危險千萬である。即ち識別なくんば嚴正なるを得ず、嚴正ならんば識別の甲斐がない。しかしながら明白なる識別によつて嚴正に斷案する云ふことになる、今度はそこに冷酷にして情味に缺ける遺憾が生ずる。そこで「仁愛」の精神を體得して「慈悲深ク」ありたいと祈願するのである。秋霜烈日の裡自から

春風の催し來るものがある。

斯くして「嚴正」を「識別」を「仁愛」は法律家の必ず兼備すべき三徳である。英語で云ひ又生硬な譯語を用ひるを、何やら餘所事の様に聞えるが、「嚴正」は「勇」であり、「識別」は「智」であり、「仁愛」は即ち「仁」であつて、取りも直さず東洋道德の最も重しとする「智仁勇の三徳」である。こゝに於てか此三徳は法律家だけの三徳ではない、かの祈りは單に「法律家の祈り」たるに止まるべきでないのである。英國の法律家は常識があるを云はれる。しかしその常識なるものが其場其場の御都合主義であつては、敢て異するに足りない。智仁勇三徳の調和をこそ眞の常識を云ふべきである。今の世は、智にも仁にも勇にもあらざる所謂常識を、智仁勇三徳の不調和による非常識の多きに苦しむ。智にして仁を缺く人が多い世の中は理窟つぽくなる。勇にして智を缺く人が多い世の中は殺風景である。仁にして智を缺く人が多い世の中は情實に流れる。私はどちらか云へば樂觀者であるけれども、遺憾ながら今日の我國が理窟つぽく且殺風景でしかも情實に支配され勝ちであることを否認し得ない。其根本は智仁勇三徳の不調和であり、更に其根本は「祈りの氣持」即ち最も廣い意味の宗教的信念の缺乏である。

私は今更ながら私が十數年前英國の法曹と共に捧げた「法律家の祈り」を想ひ起さざるを得ない。而してそれを單に「法律家の祈り」のみであらしめたくないを祈らざるを得ない。

第十八卷 目次

一家一言

法律家の祈り……………穂積重遠

本文

社會問題概論(完)……………福田徳三……………一

資本主義の社會學的考察(完)……………高田保馬……………三

歐洲資本主義の發展(第二回、未完)……………本位田祥男……………二九

日本資本主義發達史(第三回、完)……………高橋龜吉……………一五

明治財政史(完)……………土方成美……………二〇三

農村社會政策(完).....河田 嗣 郎.....二四七

産業經營學概説(第二回、完).....馬 場 敬 治.....三〇一

産業 組 合(完).....佐 藤 寛 次.....三九

歐洲 政 治 史(第二回、未完).....今 井 登 志 喜.....三七

日本染料工業概観(完).....稻 畑 勝 太 郎.....三六五

日 本 社 會 觀(完).....下 村 宏.....四〇九

執筆者略歴.....四三

編輯 だ よ り.....四三

社會問題概論

福田德三

旅會問國錄

國風

社會問題概論

福田 徳三

目次

- 第一章 社會觀念の發達
- 第二章 人類生活共同化の行程
- 第三章 經濟生活と人格生活
- 第四章 共同生活による人格の解放と制限
- 第五章 人格闘争としての社會運動

はしがき

以下掲ぐるところは、拙著『社會運動と勞銀制度』の第一篇社會運動の理論的根據（經濟學全集第五集自五七九頁至七五一頁）の全文其まゝである。私は、此文を以つて、決して、再掲を値するほどに推敲したものと思つてゐるものではない。否、今日から見れば、其全部を書き改めるにあらざれば、私の考を盡くしたものと云へないことを、告白せねばならぬものである。乍去、私の學問的興味は、今此種の大體論に向つては居らぬ。私が今主として心を潜めつゝあるところは、マルキシズムの文獻的吟味これであつて、先頃『改造』に掲出した『唯物史觀經濟史出立點の再吟味』アリストテレスの流通の正義Ⅱマルグスの其の解釋に關する疑』の二篇こそは、私の現在の商量の主たる題目に屬するのである。此際『社會問題概論』と題さるべき文を草するが如きは、私の思ひもよらぬことであつて、而して、一事にのみ専なり得るしか力を有たぬ私としては、到底出來ざるところである。然るに、私は、

甚だ輕卒にも『社會經濟體系』に、其題の一文を投すべき命を謹諾して仕舞つた。私は幾度かこれを悔いた。而して、其の約責の解除を、衷心から冀つた。しかし、すでに、一度引受けて仕舞つた以上、これを返れることは、一の背信に當ることを省みた。私は進んで、起稿することは出來ず、退いては、免役の許を願出ることも出來ず、懊惱煩悶これを久した。さりさて、責ふさぎ間に合せの一文を綴ることは、更らに爲し能はざるところである。苦慮良久して後、不應爲事の中其最も輕かるべしと思ひ當つた道を撰んだ。即ち舊著中の此文を其儘掲出して貰ふことこれである。一文を斯くも再刊することは、元より、私の斷じて欲せざるころである。たゞ全く何ものをも呈出せざるの罪を免れんが爲めに、此文の再刊を敢てするものである。本誌の讀者中、すでに私の舊著を見られた方は、全く此文を見ずして過されるであらう。未だ見られざる方々は、私の著書に往見せずとも、本文によつて、私の言はんとするところ——其れは、極めて不十分なものではあるが、さりさて、私が今筆を執つて、同一事を新たに論ぜざる限りは、聽いて置いて頂き度いと思ふところのものである——を聽くの便を見出されるであらう。これのみが、せめてもの口實であり、慰めである。(二八・四・一〇)

第一章 社會觀念の發達

個人、國家、社會

社會運動の觀念は社會政策、社會主義、社會事業、社會立法等の觀念と同様に『社會』と云ふ觀念から出立して居る。故に社會運動の根本觀念を明瞭にするには、先づ右等の場合に於て意味せらる、『社會』と云ふ觀念を究明する事から始めなければならぬ。『社會』と云ふ言葉は、從來二つのものに對して區別す可く用ゐられて居つた。即ち其一は國家に對して區別す可く用ゐられ、其二は個人に對して區別す可く用ゐられて居たのである。個人と云ふ觀念も國家と云ふ觀念も共に昔からある。必ずしも國家と云ふ字を使はず、單に國と云つたり公と云つたり公共と云つたり様々異なつた字は用ゐるが、要するに國家なる觀念に該當する人間の團集生活と云ふ觀念は昔からある、但し國によつて其發達の度合は色々違

ふ。國家云ふ考へに基た重きを置いて居た國民もある、それに重きを置くこと割合に少い國民もあつた。其反對に個人云ふ考へは何處の國へ行つてもある。これも亦國により或は民度の發達如何によつて其言ひ表はす内容には色々程度がある。併し國家に對してそれと區別せらるべき個人なるもの、あることは、誰も皆考へて居つたことである。

個人思想と國家思想

西洋は個人思想が發達して居る、日本には個人思想は西洋ほど發達して居ないで、反對に國家思想が發達して居る云ふ人があるが、是は大なる謬見である。西洋に於て個人云ふ考へが發達して居るのは、個人に對抗する國家云ふ考が發達してゐるからである。一方が發達して居るから他方之れに對抗する考へも亦強くなるのである。男云ふ觀念が深くなる、女云ふ觀念も亦特別な意味が附與せられる。元は男と女の區別がはつきりして居なかつた。西洋の言葉では、人間云ふ言葉と男云ふ言葉は同じである、man云ふは男でもあり同時に人間でもある、女云ふには其に何か制限の文句、英語で云へば前へ wo 云ふ字を附けて woman 云ふ、少し人間の資格の少いもの、或は毛色の變つたものといふ様に聞へる。男女の區別が餘りはつきり人間の意識に上つて居ない時には、一つの言葉を以つて凡てを指し、先に飛出して來て幅を利かしたものが男であるから、主として男が人間云ふ言葉を占領した。所が其の男性が段々著しく發達して來る、之に對して餘程違ひのある女云ふ考が強くなる。そこで近來は女性問題、男性に對する女性特有の問題がやかましくなる、之を婦人問題と名ける。若し婦人問題なるものは、婦人が男子に壓迫せられるから起つて來る云ふなら、昔の方が婦人問題が遙に盛んでなければならぬ筈である。何んとなれば、昔の方が婦人を壓迫することが激しかつたは誰も疑はないことである。然るに婦人を稍々對等に近く扱ふやうになつて來た今日に於て、婦人問題が喧しくなつて來たのは、男性云ふ考へが發達して來るに従つて之れに對抗して、此れと區別し對立すべき考へをして、女性云ふことが強く感ぜられ意識せられるやうになつて來たからである。

勞働對資本

社會政策の主たる問題とする勞働問題もさうである。勞働云ふ時には必ず常に資本に對抗するものとして考へられる。資本と云ふ考へが強くなり、資本の働きが誰人も見通すこと出来ないやうに鮮かになつて來た今日に於て、之に對抗して様々なる點に於て其の利害關係を異にし、其據つて立つ立脚地を異にする勞働の考へが強くなる、そこで勞働問題が起つて來る。勞働問題とは一體勞働斗りの問題ではない、同時に資本問題である、資本及び勞働問題である。恰も今日婦人問題云ふのは婦人斗りの問題ではなく、同時に男子問題である如くである。所謂婦人問題の取扱ふ題目の中には男子問題が澤山入つて居る、例へば婦人に對する男子の壓迫横暴、之は婦人問題ではない男子の問題である。其を婦人問題の中に入れて居る。今日勞働問題云ふもの、中には資本問題が澤山ある。資本と勞働とが争つて居る勞働者が悪い資本家が悪いと云ひ、或は勞働者にも相當の主張がある、資本家にも相當の主張がある云ふこと、之を皆勞働問題と云つて居るが實は資本及び勞働問題である。

個人意識の發達

個人と云ふ考へも其の如くに、個人に對するもの、一つ若くは二つの考へが強くなるに隨つて、個人と云ふことが著しく意識に上つて來る。日本に於て個人思想が發達して居らないのは、國家思想も發達して居らなかつたからである。婦人問題の無い昔は婦人問題もなければ男子問題もなかつた如く、勞働問題の無かつた昔は勞働問題もなかつた如く資本問題もなかつた。個人問題の無い時は國家問題も大してない兩者ごちや／＼である。日本の方が西洋より國家思想が發達して居つたと云ふことも、間違ひであるが、日本の方が個人思想の發達が西洋より少いと云ふことも其の意味に於ては間違ひである。西洋の文明が個人文明であり、日本若くは東洋全體の文明が國家文明である譯でもない。人類の發達の道行にはサウ違つた事はない一つの道行である、唯だ向ふが進んで居つてこつちが後れて居るだけの話である。

具體的に一例を挙げれば、日本は家族制度が大いに發達した國である、之は日本の國粹として誇るべきものである。人能く人が云ふ。恰も家族の制度は日本に於ては西洋に於けるよりも遙に發達して居、西洋に於ては日本ほどに發達して居ないかの如くに云ふが、其れは大變な間違ひである。家族制度は日本に於ける發達も西洋に於ける發達も同じ道行を取つて居る。唯だ向ふの方が先きに發達して居つて日本の方が後れて居る、後れて居るからまだ昔の野蠻時代の遺物が澤山ある。云ふ違ひがあるのみである。例へば戸主の制度の如き、今日の文明の程度に到底容れられない制度がちやん。法律の上にも認めてある。社會の實際に於ては段々無くなつて居るにも拘らず、法律の上では強ひて戸主誰ぞ特別な地位を認める、洵に譯の分らないことである。之は日本が遙に後れて居るからである。日本の家族制度に麗しい點のあることは事實であるが、西洋の家族制度にも多くの麗しい點がある。例へば家を重んずることは決して獨り日本ばかりではない西洋でも左様である、日本にのみ家族制度が發達して居ると思ふのは、西洋のこゝを少しも知らない、否日本のこゝも知らない謬見である。

社會原始の單位

所謂家族制度の美點とは何であるか云へば、一軒の家の者が別々にならず、成べく一緒に居て財産も分たない住居も異にしない成たけ一つ所に居る、さうして其の間に温かい情が通つて居る、父は家族の者を愛撫する家族の者は戸主を大事にする云ふ。これは要するに人間の團集の單位が大きい云ふに外ならない。社會の發達の上に於ては、何れの場合に於ても社會の初めには多勢の團集が一つの經濟團體一つの生活團體であつた。其れが文明の發達と同時に段々縮小的發展を遂げ段々と壞れて來た。日本に於ては昔は『氏』の制度があつた、一つの氏は大變多數の人から成立つて居るもので大氏と小氏がある。大氏に至つては甚だ多數の人を包含して居る、其の澤山の氏は氏の長者の制令を受け其の

下に不分割的に共同の生活をして居つた。其氏の制度に代つて起つて來たものが所謂家門、今日の社會學の術語で云へば『大家族』である。大寶令——適切に云へば養老令——によつて規定せられた戸籍の制度に依つて作られた戸籍の斷簡零墨の遺つて居るのが可なりある、大日本古文書に澤山蒐めてある。此等を見るに一戸には最も多いものは九十人位居つた、それから八十人七十人五十人三十人云ふやうに十人十五人は寧ろ例外で、大抵それ以上の人間が一戸に屬して居る。親兄弟伯父伯母從兄弟同志再從兄弟同志皆一つの家に屬して居る。これが即ち日本で家族制度と普通云ふものである。さう云ふ制度は決して日本にばかりあつたのではない西洋の何處の國にもある。希臘の『フラトリー』*Phratry* 羅馬の『ゲナス』*gens* 獨逸の『バウ』*Bau* 英吉利の『克蘭』*clan* 此れ等は皆日本の氏、若くは氏が段々崩壞して代つて出て來た大家族に當るべきものである。

大家族制の遺物

今日になつても日本にも此の大家族の遺蹟がまだある西洋にもある。日本で最も能く人の知つて居るのは飛驒の白川にある大家族である。これは私が先年自分みづから行つて見たので確かなことを述べるこゝが出来るが、私の見た中舌白川中の大家族の一番大きなものは三十餘人の家族から成つて居る。家は合掌造り云つて二階から一番上まで、一本の木を以つて合掌的に組んだ屋根を拵へて、大抵五階若くは六階になつて居る、唯だ一階だけは地から柱を建て、居るが二階から上はズツと合掌的の屋根に一の柱であつて、其の間の仕切を竹で打つてあるから、下から五六階の上までズツと見通せる、中々大きな家でそこに一家の者が皆住んで居る。さうして戸主の外は嫁を持たない、他の者は唯だ家族として同居して居つて妻帯は全然しない。併し一家の内には男もあれば女もある、其の女はやはり子供を生む。女は他に嫁に行かず、男は戸主の外は他から嫁を取らないけれども人間であるから子供を生む、其の子供は皆私生兒である。ついさき頃までは戸主の私生兒として戸籍に載つて居つたが、此の頃は認知して庶子になつて居る者もあり様々であるが未だ私生

兒が澤山居る。一戸内には伯父も居れば叔母も居り從兄弟違ひも再從兄弟違ひも居る、それが皆合體して一つの家を作つて居る。家族制度が若し美風であるならば、此の飛驒の白川の如きは日本中で最も美風を存して居る所云ふべきである。

西洋にもあり

ところがこれは決して日本にあるばかりではない西洋にもある。此度の歐羅巴大戦争の抑々發端となつた塞爾維の農民間には、此の種類の大家族が中々多くある。此度の戦争の爲めに大分崩れたであらうと思ふが全滅はして居まい。其の他佛蘭西瑞西獨逸にもあれば露西亞にも無論ある、伊太利にもアルプス山間地方にはある。全然無いのは亞米利加である、これは出來星の國であつて、皆新しい人から成つて居る國であるからさう云ふ昔の遺物は無い。英吉利には割合に無いが蘇格蘭には現に『クラン』と云ふものがあり、愛蘭には『タニストリー』の制度があつて、其の戸のこを『セプト』と云つて居る。家族制度が日本の特色だなと云ふのは、井の中の蛙大海を知らずと云ふところではない、甕の中の蛙井戸の水さへも知らないものである。そんなこで日本の國體の美を誇るなと云ふは實にをかしな話である。國體の美ではない家族制度は非常に弊害の本である。日本にまだ家族制度があるからこそ色々な弊害が起る、殊に戸主と云ふ變なものを認めて居る爲めにこの位文明の發達を害し、文明的行政の妨碍になつて居るか知れないと私は信じて居る。

個人の發達後、國家、社會の發達亦後

日本では個人と云ふ考へも發達して居らぬ。我々が今社會政策のこを考へるに就て最も念頭に置かねばならぬは、個人の發達して居ないこは個人其のもの、發達して居ないこのみでなく、國家が發達して居ないを意味することである。國家が發達して居ないばかりではなく社會も發達して居ないのである。國家の發達は社會の發達に伴ふものである。國家と社會とは同一種のものではないが、同一の地盤の上に立つものである。國家が發達すれば社會も發達し社會が發達す